

議案第 98 号

東京都板橋区営仲宿住宅の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区営仲宿住宅の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定
に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
東京都板橋区営仲宿住宅
東京都板橋区仲宿 5 2 番 10 号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社東急コミュニティー
東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

仲宿住宅の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき
提出するものである。